

トルコにおける 外国人の課税関係



はじめに

本ニュースレターでは、2012年1月現在トルコで適用されている税法に基づき、これからトルコで働く外国人のために、トルコでの課税関係についてご紹介します。

本ニュースレターは、基本的な概要を示したガイドラインであり、包括的かつ網羅的な情報提供を目的としたものではありません。また、国によって適用が異なる場合がございます。したがって、本ニュースレターに掲載された情報に基づき具体的な決断を下される場合には、事前に専門家にご確認されることをお勧めいたします。

「目次

第1章 基本原則

第2章 トルコ税制

第3章 トルコ入国前

第4章 トルコ入国後

第5章 年度末

第6章 トルコ出国時

資料1 住宅

資料2 2012 年度の個人所得税率

資料3 2012 年度の社会保険料

資料4 2012 年度の個人所得税の計算例

第1章 基本原則

1. トルコでの課税範囲

外国人の所得に対する課税範囲は、その者がトルコの「居住者」と「非居住者」のいずれに該当するかによって異なります。

「居住者」に該当する場合、全世界で取得した全ての所得が課税対象となります。「非居住者」に該当する場合、トルコの国内源泉所得のみが課税対象となります。

2. 課税期間

トルコにおける課税期間は、暦年(1月から12月までの1年)です。

3. 税金の計算方法

所得税の計算は、課税所得と累進税率に基づいて計算されます。

4. 世帯収入

夫婦は、個人の所得について別々に申告しなければいけません。

5. 居住者の判断

トルコに本籍がある個人、または暦年において6ヶ月以上継続してトルコに滞在している個人は、税務上「居住者」とみなされます。一時的なトルコ国外への出国は、期間の中止にはなりません。暦年において6ヶ月以上継続してトルコに滞在する者でも、特定の業務遂行のための駐在員、学生、旅行者などは、「居住者」としてみなされません。



第2章 トルコ税制

1. 給与所得

課税される給与所得には、現金か現物かを問わず、トルコでの事業や雇用から生じた全ての金額が含まれます。給与所得には、給料、賞与、手数料、海外生活手当、住宅手当、教育手当、一時帰国手当なども含まれます。

所得金額は領収書に基づいて決定されるため、トルコ入国前の労働に対する賞与がトルコで支払われた場合、当該賞与がトルコで課税されないことを証明する必要があります。またトルコ出国後に支払われた賞与であっても、それがトルコでの労働に関連する場合には、トルコにおいて課税対象になります。

2. 源泉徴収

トルコ国内で給与等が支払われる場合、雇用主は支払い時に源泉徴収を行わなければいけません。

3. 営業経費

従業員が支払った営業経費(出張経費や交際費など)について、雇用主より払い戻しがあった場合、原則として、これらの経費は従業員の所得税の計算上、課税対象にはなりません。

4. 非営業経費

プライベート保険の保険料は、一定の限度まで課税所得から控除することができます。これは、保険料がトルコの居住者である保険会社に支払われることを前提とします。

トルコの適格年金制度の積立金についても、一定の限度で控除が認められています。

2008年1月1日から、トルコに居住している賃金取得者に最低生活手当(MLA)が適用されています。MLAは、納税者の世帯構成に従って、年度のはじめにその年の最低賃金のパーセンテージで計算されます。MLAは納税額と相殺されます。

毎年の確定申告を通じて税金を支払っている個人は、トルコで生じた本人または家族の医療費と教育費を申告書に記載された所得から控除することができます。これらの費用は文書に記録されていることが必要です。控除金額は所得ベースの10%を超えない範囲で認められます。

5. ストックオプション

トルコの税法には、ストックオプションに対する課税について特別な規定が存在しません。従って、ストックオプション制度によって従業員に与えられた経済的利益については、法律の一般規定が適用されます。

課税のタイミングなどは制度の構造や特徴によって異なりますので、実施前に専門家にご確認されることをお勧めいたします。

6. 事業所得

トルコ国内での事業から生じた所得は、事業を行う者が居住者であるか否かに問わらず、課税されます。トルコの居住者である場合は、トルコ国外での事業から生じた所得に対しても課税される可能性があります。このため、早期に専門家にご確認されることをお勧めいたします。

7. 投資所得

通常、トルコの居住者である場合、全世界で生じた投資所得は、それがトルコに送金されるか否かに関わらず、課税されます。トルコの非居住者である場合、課税対象となる投資所得には、トルコでの投資に係る利子、配当、株式譲渡益、トルコに存在する不動産やその他資産の賃貸収入が含まれます。但し、居住者と非居住者のいずれにも、一定の免税規定や修正規定が適用される可能性があります。

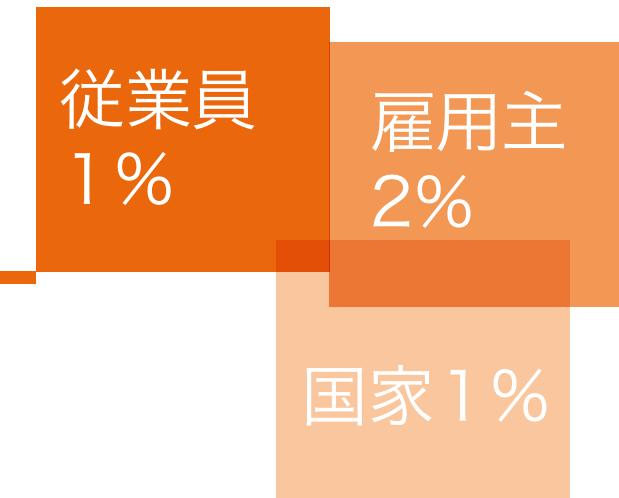
8. 社会保険料

全ての従業員は、労災、ケガ、病気、妊娠、身体障害、高齢、死亡などの内容を含む社会保険制度に加入しなければいけません。従業員と雇用主が負担する社会保険料は、給与総支給額のパーセンテージで計算されます。従業員負担分の社会保険料は、課税所得の計算上控除されます。社会保険料は、一定の算定基礎額(2012年1月1日から2012年6月30日までは月額給与5,762.25トルコリラ、2012年7月1日から2012年12月31日までは月額給与6,113.25トルコリラ)を上限として、従業員負担分が14%、雇用主負担分が19.5%として計算されます。

外国人で、本国で加入している社会保険がトルコでも適用されることをトルコの社会保険事務所に証明できる場合には、トルコの社会保険制度に加入する必要はありません。

9. 失業保険

失業保険料は、一定の算定基礎額(2012年1月1日から2012年6月30日までは月額給与5,762.25トルコリラ、2012年7月1日から2012年12月31日までは月額給与6,113.25トルコリラ)を上限としてこれに基づいて計算されます。保険料は、以下の負担割合で、従業員、雇用主、国家から支払われます。



第3 章 トルコ入国前

1. 労働許可と居住許可

外国人がトルコで労働及び居住するためには、労働許可、労働ビザ、居住許可の取得が必要になります。

トルコで労働する権限を取得するにあたり、まずははじめに、本国または居住国にあるトルコ領事館で労働ビザの申請を行うことが必要です。この労働ビザ申請から10日以内に、雇用主はトルコの労働省に労働許可の申請を行わなければいけません。先にトルコの労働省に労働許可を申請した後で、10日以内に労働ビザを申請することも認められています。トルコの労働省への労働許可の申請は、トルコの雇用主によって行われます。労働許可の取得後、労働ビザの申請をしたトルコ領事館にて労働ビザを取得する必要があります。労働許可と労働ビザを取得した後に、トルコの総務省の警察局で居住許可の申請を行う必要があります。すでにトルコの居住許可を取得している外国人で、一定の条件を満たす場合には、労働ビザの取得は必要ありません。

労働許可の管轄機関の最近の発表によると、労働許可の申請手続きには通常1ヶ月から3ヶ月かかります。

エンジニアや都市計画、建築関係に従事する専門家については、特別な規制により、通常の場合よりも労働許可の取得に時間がかかります。最近の規制の変更により、このような職種に従事する者については、労働するための事前承認が与えられます。

2. 契約書

トルコの非居住者である場合、完全にトルコ国外で行われる労働から生じる所得についてトルコで課税されないために、当該労働に関する契約書を別途作成する必要性について検討することが重要になります。

3. 企業年金

本国の企業年金に加入し続ける場合、トルコでの税務申告において、従業員負担分を控除できないことに加えて、雇用主負担分について課税される可能性があります。このため、企業年金の詳細について専門家にご確認されることをお勧めいたします。

4. 送金

トルコの居住者である場合、トルコに送金されるか否かに関わらず、全世界所得が課税されます。

第4 章 トルコ入国後

1. 社会保険

トルコでの勤務開始前に、雇用主によって社会保険の登録手続きを済ませる必要があります。勤務開始に関する書類を作成し、雇用主はそれを所定の期間内に社会保険事務所に提出しなければいけません。その後、社会保険番号が従業員に付与され、社会保険料の従業員負担分は源泉徴収されます。

2. トルコでの居住

外国人がトルコに居住する場合、トルコの税務当局は、滞在期間を推定してすぐに居住者とみなす可能性があります。このため、居住者としてみなされないようにするために、トルコでの滞在期間について十分な注意を払う必要があります。

3. 自動車

観光ビザの期間を超えてトルコに滞在する場合、トルコで自動車を運転するためには自動車の登録とライセンスの取得が必要です。トルコで運転する前に、十分な保険に加入していること及び有効な運転免許を持っていることについてご確認ください。



第5 章 年度末

1. 確定申告書

確定申告書は、年度末を過ぎてから財務省より配布されます。納税者は、確定申告書に記載し、納税額を計算した上で、翌年の3月1日から25日までの期間に申告書を提出する必要があります。

但し、以下の原因によって生じた所得については、確定申告の必要はありません。

2. 居住者

- 1つの雇用主から支払われた給与で、すでに給与計算においてトルコで源泉徴収されているもの
- 複数の雇用主から支払われた給与で、2番目又はそれ以降(順位は給与金額の大きさによって判断します)の雇用主から受け取る給与が、2012年において25,000トルコリラを超えて、すでにトルコで源泉徴収されているもの
- 動産または不動産から生じた所得で、すでにトルコで源泉徴収され、所得の金額が2012年で合計25,000トルコリラを超えないもの
- 動産または不動産から生じた所得(源泉徴収されておらず、免税でないもの)で、2012年において1,290トルコリラを超えないもの
- 利子、配当、株式譲渡益などの投資所得で、すでにトルコで源泉徴収されているもの

3. 非居住者

- トルコ国外源泉所得
- 給与所得、事業所得、動産または不動産から生じた所得、その他の所得で、すでにトルコで源泉徴収されているもの
- トルコとの2国間租税条約により、以下の条件を満たす場合には、非居住者の給与所得はトルコで免税になります。
 - 給与の受領者のトルコ国内の滞在期間が、暦年(いくつかの租税条約においては、年度に関わらず連続する12ヶ月)において183日以内であること
 - 給与が、トルコの居住者でない雇用主から支払われていること

- 給与が、雇用主がトルコ国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと

4. 免税

2012年度において、以下の所得は免税になります。

- 20,000トルコリラまでの付随的収入
- トルコの居住者である企業の株式の譲渡によって生じた株式譲渡益(株式取得から最低2年以上経過している場合)
- トルコの居住者である企業の株式の譲渡によって生じた株式譲渡益で、トルコの証券取引所で取引されているもの(株式取得から最低1年以上経過している場合)
- 3,000トルコリラまでの年間の賃貸収入で、その物件が住居として賃貸されている場合
- 8,800トルコリラまでの株式譲渡益で、有価証券やその他市場に流通している証券の譲渡から生じた所得を除く

5. 申告

確定申告書は、課税年度の翌年の3月1日から25日までの間に提出しなければいけません。簡易申告が認められる事業所得については、2月1日から25日までの間に提出しなければいけません。申告期限の延長は認められません。

6. 納税

納税は、申告月とその4カ月後の2回に分けて行われます。

事業所得の納税者は、予定申告によって、四半期の所得の15%を前納する義務があります。申告期限は、各四半期末から2カ月後の14日、納付期限は同月の17日です。

第6 章 トルコ出国時

トルコ出国の15日前までに、確定申告書を税務署に提出し、税金を精算する必要があります。税金の精算終了後、税務署の個人登録が消されます。但し、これらの手続きは、確定申告書の提出義務のない個人には要求されません。

トルコ出国日からトルコの非居住者としてみなされます。但し、租税条約の特別規定がない限り、トルコでの労働から生じた所得は、トルコ出国後に支払われた場合であっても、トルコにおいて課税対象になります。

資料1 住宅

従業員名義で住宅を借りるケース

従業員が本人名義で住宅を借り、賃料の全てまたは一部を雇用主が支払う（または従業員が支払った分を雇用主が払い戻す）場合、従業員の給与所得として課税されます。

雇用主名義で住宅を借りるケース

雇用主名義で借りた住宅を従業員に無償で貸与する場合、雇用主の負担費用の合計が従業員の給与所得として課税されます。この費用には、賃料支払い時に源泉徴収される20%の源泉税も含まれます。



資料2 2012 年度の個人所得税率

2012 年度の給与所得の税率:

課税所得の金		超過税率
10,000 TL以下	-	15%
10,001 TL以上 25,000 TL以下	課税所得10,000 TLまでの税額:1,500 TL	20%
25,001 TL以上 88,000 TL以下	課税所得25,000 TLまでの税額:4,500 TL	27%
88,001 TL以上	所得88,000 TLまでの税額:21,510	35%

2012 年度の個人所得の税率:

課税所得の金		超過税率
10,000 TL以下	-	15%
10,001 TL以上 25,000 TL以下	課税所得10,000 TLまでの税額:1,500 TL	20%
25,001 TL以上 58,000 TL以下	課税所得25,000 TLまでの税額:4,500 TL	27%
58,001 TL以上	課税所得58,000 TLまでの税額:13,410 TL	35%

資料3 2012 年度の社会保険料

現在適用されているレート:

課税所得の金	従業員	雇用主
労災、病気、妊娠	-	1.0%*
健康保険	5%	7.5%
障害、高齢、死亡	9%	11%**
合計	14%	19.5%

* 適用レートは、その労働固有の危険度合いに応じて、1%から6.5%まで変化します。

** 鉱業に従事している場合は、13%が適用されます。

資料4 2012 年度の個人所得税の計算例

月額	トルコリラ	
給料	7.000,00	
現物給与	2.000,00	
給与総支給額	9.000,00	
社会保険料:従業者負担分		
TL 5,762.25 × 14%	-806,72	(A1),(A2)
失業保険	-57,62	
課税所得	8.135,66	
所得税(15%)	-1.220,35	
印紙税	-59,40	(B)
控除合計額	-2.144,09	
給与純支給額	6.855,91	

(A1) 2012 年1 月1 日から2012 年6 月30 日までの期間の月額最高限度額です。

(A2)本国での社会保険に加入しておらず、トルコの社会保険に加入しているという前提に基づきます。

(B)給与総支給額の0.66%の印紙税が課されます。確定申告書を提出する納税者は、この印紙税に代わって申告手数料(現在34.50 トルコリラ)を支払うことになります。

注:本ニュースレターは、2012 年1 月現在のデータに基づいて作成されています。

PwC トルコ

PwCは、お客様の価値を高めるため、業界別に目的を絞った監査、税務、アドバイザリー業務を提供いたします。PwCネットワークの下、158カ国の169,000人以上のスタッフが、新たな視点と実践的なアドバイスを生み出すために、判断、経験、解決策を共有しています。

PwCトルコは、1981年に設立され、以下の5つのオフィスの1,250人のプロフェッショナルスタッフにより成り立っています。

PwC office

İstanbul

Süleyman Seba Cad.
BJK Plaza B Blok Kat: 9
34357 Beşiktaş/Istanbul
Turkey
Tel: +90 (212) 326 6060
Fax: +90 (212) 326 6050

Contact Name

Bilgutay Yasar

Tax Partner
Tel: +90 (212) 326 6094
Fax: +90 (212) 326 6415
E-mail: bilgutay.yasar@tr.pwc.com

Ekin Altintas

Tax Senior Manager
Tel: +90 (212) 326 6461
Fax: +90 (212) 326 6429
E-mail: ekin.altintas@tr.pwc.com

平沼美佳 Mika Hiranuma

Tax Assistant Manager
Telephone: +90 (212) 326 6794
Fax: +90 (212) 326 6793
E-mail: mika.hiranuma@tr.pwc.com